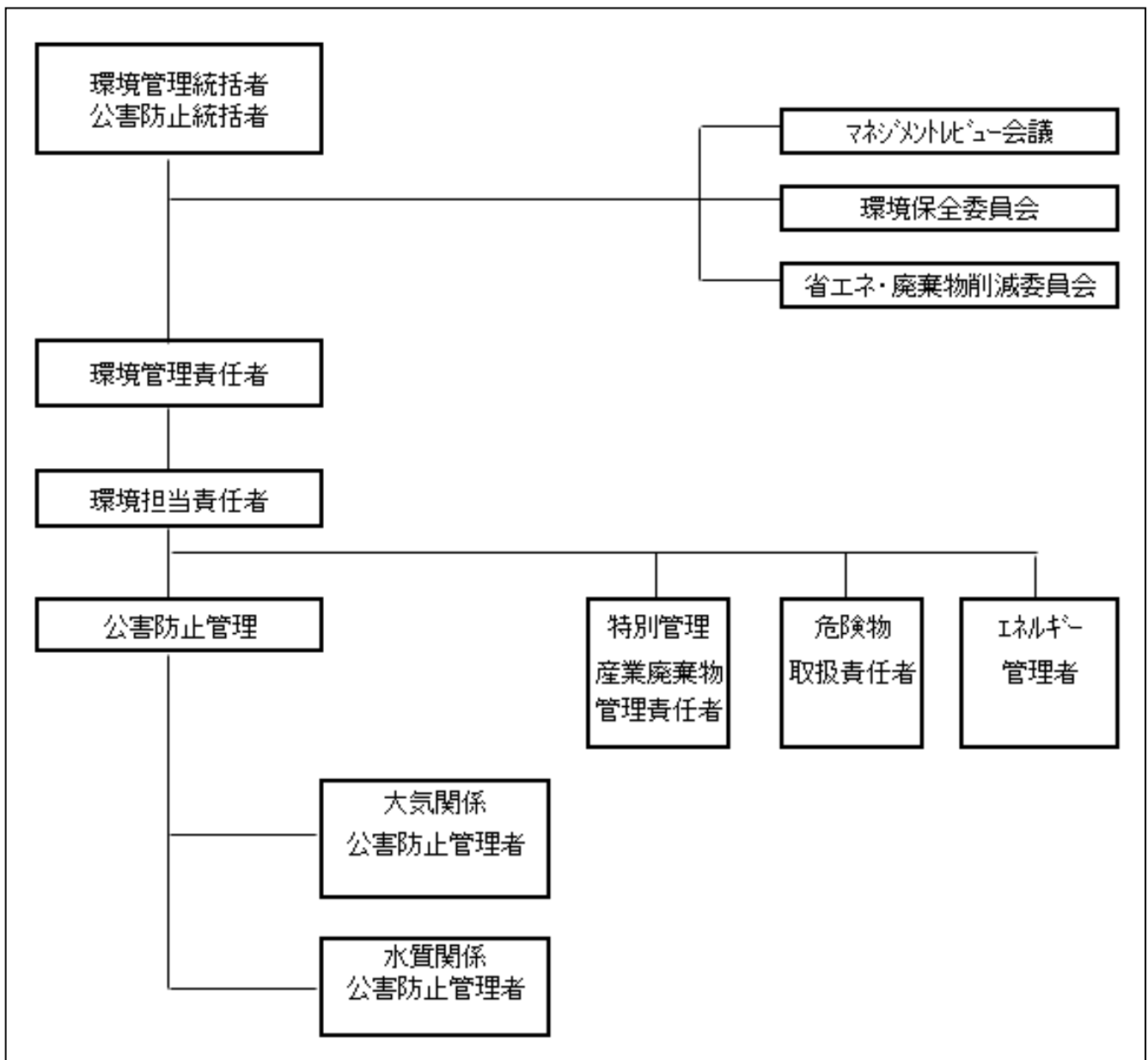


令和4年度環境保全協定に基づく「環境保全計画書」

1. 環境保全に関する組織の現況

当社における環境管理体制は図1のとおり。

図1. 川崎車両株式会社 環境管理体制図



2. 環境保全に関する基本方針

環 境 方 針

川崎重工グループの環境憲章、および当社の企業理念「私たちは、ものづくりと技術革新への挑戦を続け、安心の日常と感動の未来を約束します」に則り、製品の開発から設計、調達、製造、納入後のアフターサービスに至る全ての段階において、各部門の役割と責任を明確にした適切で効果的な環境マネジメントシステムを構築し、さらに高い水準への継続的な改善を通して持続可能な社会への貢献を図ることを目指し、次の環境方針を定めます。

1. カーボンニュートラルをはじめとする地球環境問題に、全従業員で取り組み、社会貢献に努めます。
2. 全ての事業活動の中で、省資源・省エネルギー・廃棄物削減を推進します。
3. 環境法令を遵守し、事業活動による生態系へ影響の最小化を図ります。

2022年4月1日
川崎車両株式会社
代表取締役社長

3. 重点取り組み目標・計画

- (1) 産業廃棄物を減らし、埋め立て処分ゼロに向けた取組
— 3R（減量・再使用・リサイクル）の推進
- (2) 脱炭素社会に向けた取組
— 全員参加での省エネ活動
- (3) 環境法令を守るための取組
— 全員参加で法令遵守。

4-1 公害防止対策に係る計画

ア. 公害防止対策の目標および目標値

	目 標
大気汚染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆「大気汚染防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。 ◆別表1に記載するばい煙発生施設からの排ガスについて、排出口最大許容濃度目標値に係る目標値を遵守する。
水質汚濁防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。 ◆別表2に記載する排出水の水質に係る目標値及び別表3に記載する汚濁負荷量の総量規制に係る目標値を遵守する。
土壌汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆有害物質等による土壌及び地下水汚染の未然防止に努める。
騒音防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を参考にし、騒音に配慮した設備配置に努め、自主測定を通じて騒音管理を行う。
振動防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を参考にし、振動に配慮した設備配置に努める。
悪臭防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆「悪臭防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守する。
産業廃棄物の適正処理・発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令の規制を遵守し、廃棄物の適正処理を行う。

別表1 ばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値

施設名	排出口最大許容濃度目標値（下段括弧内の記載は目標値の根拠等）		
	大気汚染防止法等の法令で排出規制のある項目		
	有害物質		
	いおう酸化物 [m ³ N/h]	ばいじん [mg/m ³ N]	窒素酸化物 [ppm]
102棟 小型ボイラ1号	0 (都市ガス使用につき)	0.05 (法令基準値の50%値)	100 (法令基準値の67%値)
102棟 小型ボイラ2号	同上	0.05 (法令基準値の50%値)	100 (法令基準値の67%値)
102棟 小型ボイラ3号	同上	0.05 (法令基準値の50%値)	100 (法令基準値の67%値)
104棟 小型ボイラ1号	同上	0.05 (法令基準値の50%値)	100 (法令基準値の67%値)
104棟 小型ボイラ2号	同上	0.05 (法令基準値の50%値)	100 (法令基準値の67%値)
104棟 小型ボイラ3号	同上	0.05 (法令基準値の50%値)	100 (法令基準値の67%値)
111棟 小型ボイラ1号	同上	0.05 (法令基準値の50%値)	100 (法令基準値の67%値)
111棟 小型ボイラ2号	同上	0.05 (法令基準値の50%値)	100 (法令基準値の67%値)
111棟 小型ボイラ3号	同上	0.05 (法令基準値の50%値)	100 (法令基準値の67%値)
302棟 小型ボイラ1号	同上	0.05 (法令基準値の50%値)	100 (法令基準値の67%値)
302棟 小型ボイラ2号	同上	0.05 (法令基準値の50%値)	100 (法令基準値の67%値)
302棟 小型ボイラ3号	同上	0.05 (法令基準値の50%値)	100 (法令基準値の67%値)
208-5棟 焼鈍炉	同上	0.1 (法令基準値の71%値)	100 (法令基準値の56%値)
112棟6ステ 乾燥炉	同上	0.1 (法令基準値の67%値)	150 (法令基準値の65%値)

別表2 排水水に係る水質目標値

項 目	目 標 値 [mg/L] (括弧内数値は、日間 平均値での許容限度)	備 考			
		目標値の根拠 (法令等基準値との関 係等)	測定の実施		
有害物質項目	1	カドミウム及びその化合物	0.024以下	法令基準値の80%値	○
	2	シアン化合物	0.56以下	法令基準値の80%値	○
	3	有機リン化合物	0.56以下	法令基準値の80%値	○
	4	鉛及びその化合物	0.08以下 (鉛換算)	法令基準値の80%値	○
	5	六価クロム化合物	0.28以下 (六価クロム換算)	法令基準値の80%値	○
	6	砒素及びその化合物	0.08以下 (砒素換算)	法令基準値の80%値	○
	7	総水銀(水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物)	0.004以下	法令基準値の80%値	○
	8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	法令基準値	○
	9	PCB	0.002以下	法令基準値の80%値	○
	10	トリクロロエチレン	0.08以下	法令基準値の80%値	○
	11	テトラクロロエチレン	0.08以下	法令基準値の80%値	○
	12	ジクロロメタン	0.16以下	法令基準値の80%値	○
	13	四塩化炭素	0.016以下	法令基準値の80%値	○
	14	1・2ジクロロエタン	0.032以下	法令基準値の80%値	○
	15	1・1ジクロロエチレン	0.8以下	法令基準値の80%値	○
	16	シス1・2ジクロロエチレン	0.32以下	法令基準値の80%値	○
	17	1・1・1トリクロロエタン	2.4以下	法令基準値の80%値	○
	18	1・1・2トリクロロエタン	0.048以下	法令基準値の80%値	○
	19	1・3ジクロロプロペン	0.016以下	法令基準値の80%値	○
	20	チウラム	0.048以下	法令基準値の80%値	○
	21	シマジン	0.024以下	法令基準値の80%値	○
	22	チオベンカルブ	0.16以下	法令基準値の80%値	○
	23	ベンゼン	0.08以下	法令基準値の80%値	○
	24	セレン及びその化合物	0.08以下(セレン換算)	法令基準値の80%値	○
	25	硼素	184以下	法令基準値の80%値	○
	26	弗素	12以下	法令基準値の80%値	○
	27	アンモニア/亜硝酸等	80以下	法令基準値の80%値	○
	28	1,4-ジオキサン	0.4以下	法令基準値の80%値	○

生活環境項目	29	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6		法令基準値を参考	○
	30	化学的酸素要求量 (COD)	最大	80 以下	法令基準値の 80% 値	○
			日間平均	64 以下	法令基準値の 80% 値	○
	31	浮遊物質質量	最大	120 以下	法令基準値の 80% 値	○
			日間平均	96 以下	法令基準値の 80% 値	○
	32	ルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	3.2 以下		法令基準値の 80% 値	○
	33	ルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	2.4 以下		法令基準値の 80% 値	
	34	フェノール類含有量	0.8 以下		法令基準値の 80% 値	
	35	銅含有量	2.4 以下		法令基準値の 80% 値	○
	36	亜鉛含有量	1.6 以下		法令基準値の 80% 値	○
	37	溶解性鉄含有量	8 以下		法令基準値の 80% 値	○
	38	溶解性マンガン含有量	8 以下		法令基準値の 80% 値	○
	39	クロム含有量	1.6 以下		法令基準値の 80% 値	○
	40	弗素含有量	1.2		法令基準値の 80% 値	○
41	大腸菌群数	日間平均 2400		法令基準値の 80% 値	○	
42	窒素含有量	96 (48) 以下		法令基準値の 80% 値	○	
43	燐含有量	13 (6) 以下		法令基準値の 80% 値	○	

別表3 汚濁負荷量の総量規制に係る目標値空欄

項目	排水系統名	目標値 [kg/日]	目標値の根拠 (法令等基準値との関係等)
化学的酸素要求量 (COD)	北工場排水処理施設	0.384	第8次総量規制の80%値
	南工場排水処理施設	1.568	第8次総量規制の80%値
	工場全体として合計	1.952	第8次総量規制の80%値
窒素	北工場排水処理施設	0.592	第8次総量規制の80%値
	南工場排水処理施設	3.064	第8次総量規制の80%値
	工場全体として合計	3.656	第8次総量規制の80%値
燐	北工場排水処理施設	0.0488	第8次総量規制の80%値
	南工場排水処理施設	0.232	第8次総量規制の80%値
	工場全体として合計	0.2808	第8次総量規制の80%値

イ. 目標達成のために講ずる措置・対策

目 標 項 目		目標達成のために講ずる措置 (目標の達成状況の確認手段を含む)
大気汚染防止対策	ばい煙の排出規制目標値の遵守	◆排ガス処理施設の適正な維持管理を努めるとともに、別表4「排出ガス中のばい煙濃度等測定計画」により、目標値(別表1)の遵守状況を確認する。
	(公共用水域に排出)	
水質汚濁防止対策	排出水の水質管理及び汚濁負荷の総量管理と排水規制目標値の厳守	◆排水処理施設の適正な維持管理を努めるとともに、「排出水の汚濁状態測定計画(別表5)」により、定期的に水分析を実施し、目標値(別表2、3)の遵守状況を確認する。
	(公共下水道を使用)	
	公共用水域の環境保全	下水道法及び神戸市下水道条例等に基づく排除基準を遵守する。

目 標 項 目		目標達成のために講ずる措置 (目標の達成状況の確認手段を含む)
土壌汚染対策	土壌・地下水汚染の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ◆有害物質発生施設の施設変更、施設廃止状況、有害物質使用状況を監視する。 ◆土壌汚染対策法に基づき、土壌調査が必要であれば調査を実施し、汚染土壌が発見された場合は適性に処分する。
騒音防止対策	騒音規制法等の関係法令の基準値参考 自主測定の実施 住民苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆自主測定により騒音状況を把握するとともに、騒音に配慮した設備配置と作業方法を選択する。 ◆近隣住民から苦情が発生した場合、速やかに発生源の騒音を抑制し経過観察を行う。
振動防止対策	振動規制法等の関係法令の基準値参考 住民苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆近隣住民から苦情が発生した場合、速やかに発生源の振動を抑制し経過観察を行う。
悪臭防止対策	悪臭防止法等の関係法令の遵守 住民苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆有機溶剤の削減など悪臭発生物質に配慮した設備設計を行う。 ◆近隣住民から苦情が発生した場合、速やかに発生源の悪臭を抑制し経過観察を行う。
産業廃棄物対策	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ◆産業廃棄物を委託処理する際には、法令の規定する産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度を遵守する。 ◆特別管理産業廃棄物にあたっては、法令の保管・処理・処理基準を遵守し、法定の記録・報告を実施する。 ◆「神戸市産業廃棄物の多量排出事業者に係る処理計画作成に関する指導要綱」に基づき、産業廃棄物の再生利用、再資源化等の有効利用及び減量化に努め、要綱の規定に従い、処理計画の策定や報告を行う。

ウ. 公害防止対策に係る調査・測定計画

別表4 排出ガス中のばい煙濃度等測定計画

	測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
1	硫黄酸化物の濃度及び排出量	実施しない	—	燃料の性状で判断する	・都市ガス 13A を使用
2	窒素酸化物の濃度及び排出量	1回/半年	208棟焼鈍炉	JISK0104	・稼動が無い場合は別途協議
		1回/5年	小型ボイラ 12基	JISK0104	※1
		2回/半年(冬場)	112棟6ステ乾燥炉	JISK0104	・冬場のみ稼動 ・稼動が無い場合は別途協議
3	ばいじんの濃度	1回/半年	208棟焼鈍炉	JISZ8808	・稼動が無い場合は別途協議
		1回/5年	小型ボイラ 12基	JISZ8808	※1
		2回/半年(冬場)	112棟6ステージ乾燥炉	JISZ8808	・冬場のみ稼動 ・稼動が無い場合は別途協議

※1 測定頻度は神戸市の小型ボイラー煤煙測定に係る指導指針に基づく

別表5 排出水の汚染状態測定計画

	測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考	
有害物質項目	1	カドミウム及びその化合物	1回/年	第1排水口, 第3排水口	法令の規定方法	
	2	シアン化合物	1回/年	同上	同上	
	3	燐含有量	1回/年	同上	同上	
	4	鉛及びその化合物	1回/年	同上	同上	
	5	六価クロム化合物	1回/年	同上	同上	
	6	砒素及びその化合物	1回/年	同上	同上	
	7	総水銀(水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物)	1回/年	同上	同上	
	8	アルキル水銀化合物	1回/年	同上	同上	
	9	PCB	1回/年	同上	同上	
	10	トリクロロエチレン	1回/年	同上	同上	
	11	テトラクロロエチレン	1回/年	同上	同上	
	12	ジクロロメタン	1回/年	同上	同上	
	13	四塩化炭素	1回/年	同上	同上	
	14	1・2ジクロロエタン	1回/年	同上	同上	
	15	1・1ジクロロエチレン	1回/年	同上	同上	
	16	シス1・2ジクロロエチレン	1回/年	同上	同上	
	17	1・1・1トリクロロエタン	1回/年	同上	同上	
	18	1・1・2トリクロロエタン	1回/年	同上	同上	
	19	1・3ジクロロプロペン	1回/年	同上	同上	
	20	チウラム				
	21	シマジン				
	22	チオベンカルブ				
	23	ベンゼン	1回/年	同上	同上	
	24	セレン及びその化合物	1回/年	同上	同上	
	25	硼素	1回/年	同上	同上	
	26	1,4-ジオキサン	1回/年	同上	同上	
	27	弗素	①1回/週 ②1回/年	①第1排水口 ②第1排水口, 第3排水口	法令の規定方法	
	28	アンモニア/亜硝酸等	1回/年	第1排水口 第3排水口	法令の規定方法	

生活環境項目	29	水素イオン濃度 (pH)	連続	同上	PH計	
	30	化学的酸素要求量(COD)	①連続 ②1回/週 (瞬時値) ③1回/週 (平均値)	①第1排水口, 第3排水口 ②第1排水口, 第3排水口 ③第1排水口, 第3排水口	①UV計 ②法令の規定方法 ③法令の規定方法	
	31	浮遊物質(S S)	1回/年	第1排水口, 第3排水口	法令の規定方法	
	32	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (全量)	1回/週	同上	同上	
	33	フェノール	1回/週	同上	同上	
	34	銅	1回/年	同上	同上	
	35	亜鉛	1回/年	同上	同上	
	36	鉄含有量	1回/週	同上	同上	
	37	マンガン	1回/年	同上	同上	
	38	クロム	1回/年	同上	同上	
	39	フッ素	1回/年	同上	同上	
	40	大腸菌	1回/年	同上	同上	
	41	窒素含有量	①1回/週 (瞬時値) ②1回/2週 (平均値)	①第1排水口 ②第1排水口, 第3排水口	法令の規定方法	
	42	燐含有量	①1回/2週 (平均値のみ)	第1排水口, 第3排水口	同上	

別表 6 排水水の汚濁負荷量 (COD・窒素・磷) の測定計画

項目	排水系統名	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
化学的 酸素要求量 (COD)	北排水処理施設	1回/2週	放流槽 (処理後排水)	法令の規定方法	日中3回採 水し、混合試 料として1 回分析
	南排水処理施設	1回/2週	放流槽 (処理後排水)	法令の規定方法	日中3回採 水し、混合試 料として1 回分析
全窒素 (T-N)	北排水処理施設	1回/2週	放流槽 (処理後排水)	法令の規定方法	日中3回採 水し、混合試 料として1 回分析
	南排水処理施設	1回/2週	放流槽 (処理後排水)	法令の規定方法	日中3回採 水し、混合試 料として1 回分析
全磷 (T-P)	北排水処理施設	1回/2週	放流槽 (処理後排水)	法令の規定方法	日中3回採 水し、混合試 料として1 回分析
	南排水処理施設	1回/2週	放流槽 (処理後排水)	法令の規定方法	日中3回採 水し、混合試 料として1 回分析

(注) 濃度 (mg/l) ×排水量 (m³/日) ÷1000=汚濁負荷量 (kg/日) により、目標値の
遵守状況を確認する。

4-2 地球温暖化対策に係る計画

ア. 2022年度の電気・燃料等の使用量目標

別表 7 2022年度の電気・燃料等使用量目標

温暖化効果ガス	削減目標	昨年度 原単位実績	CO2 排出量 原単位目標
二酸化炭素排出量(t-CO2)	CO2 原単位で昨年度比 1%削減	—	3.04

イ. 目標達成のために講ずる措置・対策

措置の区分	具体的対策
エネルギーの使用の合理化	省エネタイプへの設備更新を推進する。
	工場建屋天井灯をLED化する
	変圧器をアモルファスタイプへ置き換える
	ボイラを高効率のものへ更新する
	空調機の熱交換器の洗浄
	エネルギーの見える化によるロス削減
	CO2 排出係数の低い電力小売事業者からの電力購入。

4-3 公害防止対策以外の環境保全に係る計画

分野		項目		目標
1.	地球温暖化防止対策	二酸化炭素排出量の削減		前年度原単位実績 1%減
2.	廃棄物の適正処理	分別収集の徹底		ゼロエミッションの 維持
		古紙の再生紙化徹底によるリユースの推進		徹底
3.	事業所等での再生製品等の使用	事務用品のグリーン購入の促進		徹底
4.	環境負荷の少ない資源、材料、燃料の選択	良質燃料への転換		都市ガスの利用
		廃棄の際の環境影響を配慮した材料の選定	有害化学物質の削減	鉛・クロムフリー塗料の採用
5.	従業員教育	eラーニング、リーフレット配布による環境教育		1回/年
6.	地域社会への参画	事業場周辺の清掃活動		1回/月
		ボランティア活動への参加 (運河清掃活動)		2回/年
7.	環境管理システムの充実	ISO14001の維持		定期審査の受審
		内部監査の実施		1回/年
8.	プラスチックに係る資源循環の促進	リサイクル業者への廃棄委託による循環型社会の推進		100%